

2 (5) 農業用ため池に安全施設を設置したい

農業用ため池での水難事故を防止するため、侵入防止や転落防止等の各種安全対策への取り組みを支援します。

1 農業水利施設危機管理対策事業

- (1) 事業内容：農業水利施設安全対策推進計画の策定
農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
- (2) 事業主体：市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの
- (3) 採択要件：「農業水利施設安全対策推進計画」に位置づけられた施設であること。
1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。

2 防災重点農業用ため池緊急整備事業

- (1) 事業内容：防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るため、転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備
※ 防災重点農業用ため池限定
- (2) 事業主体：市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの
- (3) 採択要件：「農業水利施設安全対策推進計画」に位置づけられた施設であること。
1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。

3 農業水路等長寿命化・防災減災事業

- (1) 事業内容：築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備
※ ため池限定（用排水路等は不可）
- (2) 事業主体：市町村、土地改良区その他の農業者等の組織する団体
- (3) 採択要件：長寿命化・防災減災計画と策定していること。
以下の全ての要件を満たすこと。
 - ① 1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。
 - ② 1 地区当たりの受益農業従事者数が 2 者以上であること。
 - ③ 1 地区当たりの工期が原則 3 か年以内であること。

4 豊かなふる里保全整備事業

- (1) 事業内容：国庫補助事業を補完しながら実施する農業生産基盤整備・農村環境基盤整備・農村交流基盤の整備及び調査計画
- (2) 事業主体：市町村、土地改良区等
- (3) 採択要件：総事業費が 1,500 千円以上 50,000 千円未満であること。
整備事業費は 1,500 千円以上で 3 か年以内。

5 緊急自然災害防止対策事業債

- (1) 事業内容：災害の発生又は災害の拡大を防止することを目的とした農業水利施設（安全対策施設を含む）の整備
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 採択要件：国庫補助の要件を満たさない事業で、総事業費が 200 万円未満であること。

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先・相談窓口

1 農業水利危機管理対策事業、

2 防災重点農業用ため池緊急整備事業

3 農業水路等長寿命化・防災減災事業 に関する事

・宮城県農政部農村防災対策室 ため池対策班

e-mail:noubout@pref.miyagi.lg.jp

電話：022-211-2703

4 豊かなふる里保全整備事業 に関する事

・宮城県農政部農山漁村なりわい課 中山間振興班

e-mail:nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp

電話：022-211-2874

5 緊急自然災害防止対策事業債 に関する事

・宮城県農政部農村整備課 水利施設保全班

e-mail:nousonseis@pref.miyagi.lg.jp

電話：022-211-2876

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階（農山漁村なりわい課）

11 階（農村整備課、農村防災対策室）

・各地方振興事務所(地域事務所) 農業農村整備部、農業・農村振興部